

令和6年11月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和6年11月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和6年11月25日(月)午後1時30分から午後1時53分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	片野 敏彦	委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	安城 守英
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10番 :	今井 輝子
委 員 :	11番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12番 :	本間 浩
委 員 :	13番 :	三浦 幸子	委 員 :	14番 :	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15番 :	高橋 一栄	委 員 :	中条 :	16番 :	吉村 優作
委 員 :	乙 :	17番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18番 :	井上 優彦
委 員 :	築地 :	19番 :	信田 寿幸	委 員 :	築地 :	20番 :	水澤 幸男
委 員 :	黒川 :	21番 :	中川 金男	委 員 :	黒川 :	22番 :	中山 学

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、係長：小野智裕、主任：奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和6年11月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7番南波雅子委員、8番安城守英委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、10月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>10月28日、北信越ブロック農業委員会女性委員研修会が富山市のホテルグランテラス富山で開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>11月5日、胎内市農業委員会視察研修会が新潟食料農業大学（胎内キャンパス）で行われ、16名の委員の皆様に出席していただきました。</p> <p>11月7日、苔実地内、宮川地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、川上委員、信田委員に案件を審査していただきました。</p> <p>11月18日、11月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>11月21日、新潟県農業委員会大会が新潟市の新潟テルサで開催され、17名の委員の皆様に出席していただきました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により二葉町地内の畑について贈与するもので、面積は1筆315㎡であります。譲受人の耕作面積は0ですが、耕運機を所持し、農作業を行っており、営農計画書も提出頂いております。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により黒川地内の田について贈与するもので、面積は1筆2,014㎡であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について3番片野敏彦事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 11 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、2 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、新地目を原野とするものが 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、桃崎浜地内の畑において、長年耕作されない状況にあった畑であります。</p> <p>申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。</p> <p>議案書 2 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、3 番片野敏彦事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、新地目を原野とするものが 1 件であります。詳細につきましては、</p>

	<p>事務局説明のとおりであり、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 3 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、苔実地内の田畑について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は 10 筆 6,545 m<sup>2</sup>、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、宮川地内の田について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人はあっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は 1 筆 320 m<sup>2</sup>、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円あります。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、6 番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番と 2 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 11 月 7 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事</p>

	<p>務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく、承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	次に、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、3番片野敏彦事前審査委員長から報告をお願いします。
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。
2番	1番の案件ですが、ほ場整備の償還金の支払いがこれから始まる農地のため、売買価格をどうしていくかというのはこの案件でしょうか。
事務局	1番の案件が、ほ場整備の償還金に関する案件です。
2番	それではこれから苔実地内のほ場整備区域の売買については、全部の面積が償還金に関係した売買価格という状況になっているのでしょうか。
事務局	この他に同ほ場整備区域でのあっせん案件が来ていないのではっきりとしたことは申し上げられませんが、同ほ場整備区域の案件であれば、同様な形の売買価格の相談になっていくかと思われます。
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p>
	(農業委員・挙手)

議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第3号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定について審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定を、ご説明いたします。 議案書4ページをお願いします。 第3号議案の利用権設定は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが6件、 労力不足により賃借権を再設定するものが21件、労力不足により使用賃借権を再設定 するものが2件の、計29件であります。 1番から5番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を新規 に設定するもので、10a当たりの賃貸料は12,000円から21,000円であります。 議案書5ページをお願いします。 6番は、労力不足により認定農業者に3年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ15kgであります。 7番から10番は、労力不足により認定農業者に9年間から10年間の賃借権を再設 定するもので、10a当たりの賃貸料は21,000円から26,000円またはコシヒカリ90kg であります。 議案書6ページをお願いします。 11番から15番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもの で、10a当たりの賃貸料は23,000円またはコシヒカリ90kgであります。 議案書7ページをお願いします。 16番から20番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再 設定するもので、10a当たりの賃貸料は5,000円から12,000円またはコシヒカリ90 kgであります。 議案書8ページをお願いします。 21番から25番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再 設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ80kgから90kgであります。 議案書9ページをお願いします。 26番から27番は、労力不足により認定農業者に4年間から10年間の賃借権を再設 定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ30kgから80kgであります。 28番から29番は、労力不足により認定農業者に10年間の使用賃借権を再設定する ものであります。 第3号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしている として、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の事前審査結果について、3番片野敏彦事前審査委員長か ら報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p>

第3号議案の利用権設定は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが6件、労力不足により賃借権を再設定するものが21件、労力不足により使用賃借権を再設定するものが2件の、計29件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第3号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員：挙手)

議長

全会一致と認めます。

よって、第3号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和6年11月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。



上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年11月25日

議 長 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_